

マイナンバーカード読取不要で スマホ申告が可能に

デジタル社会の実現化に向けて、国税の分野でも様々な取組が行われています。スマートフォン（以下、スマホ）を用いた個人の確定申告（以下、スマホ申告）もその1つです。年々使い勝手が向上していますが、2025年1月からさらに便利になります。

スマホ用電子証明書に対応

マイナンバーカード保有者は、マイナポータルアプリから手続きを行い、「スマホ用電子証明書」をスマホに登録することで、マイナンバーカードで利用できるサービスを、スマホだけで完結することができます。ただし、現状マイナンバーカードで利用できる全てのサービスがスマホ用電子証明書で完結できるわけではなく、提供サービスは順次拡大されています。スマホ申告については、2025年1月からスマホ用電子証明書に対応することとなりました。

これにより、スマホ用電子証明書を利用することで、マイナンバーカードを読み取ることなく、スマホ申告が可能となります。

また、スマホの機種によっては、利用者証明用電子証明書のパスワードについて、スマホの生体認証機能等が利用できます。

利用の留意点

スマホ用電子証明書の利用については、次の点に留意します。



(1) 対応できる端末が限定

スマホ用電子証明書を利用することができるのは、現状Android™のスマホに限られています。

また、Android 端末であっても全ての端末には対応していないため、利用するスマホが対応できるかは、デジタル庁のサイトなどで確認する必要があります。

(2) スマホの利用をやめるとき

スマホ用電子証明書を登録しているスマホの機種変更や売却、破棄や故障などの理由により当該スマホの利用をやめるときには、当該スマホを用いてマイナポータルアプリから失効手続きを行います。利用者自身で電子証明書を失効させることが、法律上義務づけられています。

失効手続きを行えば、電子証明書が失効し、スマホ内の関連データも削除されます。

適切に失効手続きが行われていない場合には、スマホ内にスマホ用電子証明書が残ったままとなります。スマホの端末初期化では削除されないため、注意しましょう。万が一のリスクも考え、確実に電子証明書の失効手続きを行うようにしましょう。

参考：国税庁「令和7年1月からスマホ用電子証明書に対応！」https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/r6_smart_shinkoku/index.htm
デジタル庁「スマホ用電子証明書搭載サービス」<https://www.digital.go.jp/policies/mynumber/smartphone-certification>
デジタル庁「スマホ用電子証明書を登録しているスマートフォンの利用をやめるときの手順」
<https://www.digital.go.jp/policies/mynumber/smartphone-certification/attention>

(※) Android は Google LLC の商標です。